

令和4年第12回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年12月23日 開会

令和4年12月23日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



## 令和4年第12回教育委員会定例会

令和4年12月23日（金）  
午後 4時00分 開会

### ○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項  
報告第50号 令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年12月分）について  
報告第51号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）について  
報告第52号 令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- 5 その他
- 6 閉会

### ○ 出席委員（4名）

久保田 純 史  
近 藤 陽 介  
松 倉 寿 人  
高 桑 祥 代

### ○ 欠席委員（1名）

荒 山 直 人

### ○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	横 山 芳 徳
学校教育グループ長	石 井 秀 紀

### ○ 開会及び開議の宣告

### ◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和4年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、高桑両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎横山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明を申し上げます。対象期間は、11月26日から本日12月23日までとなります。11月30日ですが、オンラインの会議という形になりますが、市町村教育委員会新任委員研修会に、近藤委員と高桑委員が出席いただいております。12月3日、新十津川スキー連盟主催のそっち岳スキー場安全祈願祭がそっち岳スキー場ロッジにて執り行われました。久保田教育長はじめ関係者約20人が出席し安全を祈願しました。なお、今年は当初の予定どおり12月8日にオープンし、昨年より約2週間早いオープンとなりました。また、12月の10日、11日両日程で小学生スキー教室も行いまして、怪我人なく無事に終了しております。12月13日、ゆめりあにおきまして、仲間づくり子ども会議が開催されております。小学生4人、中学生3人、高校生3人の計10人が参加し、オンラインゲームのトラブルに係る動画の視聴をしたあと、2班に分かれて、オンラインゲームに係るトラブルの解決やトラブル防止のためのルール設定について話し合い、その成果を発表しております。12月15日、改善センターにおきまして、社会福祉協議会と教育委員会の共催事業として、すまいるあっぷリアル野球盤選手権大会が開催されました。中央区と大和区のすまいるあっぷ参加者の皆さんがリアル野球盤の交流試合を行って楽しみました。

なお、教育委員会からは、ふるさと学園大学とゆめりあ部会のPRのチラシを作成して、参加者の皆さんにお配りして事業のPRを行っております。行事報告ではございませんが、株式会社北洋銀行と北海道経済連合会が毎年主催しておりますおにぎりアイデアコンテスト2022に、新十津川農業高校の生徒さんが応募されまして、その応募作品ラム肉のポークチャップ風おにぎりが、応募110点の中から一次審査を通過いたしまして、11月25日に一次審査を通過した5作品で最終審査が行われましたところ、準大賞を受賞されております。農業高校から給食センターに、そのおにぎりのレシピの提供がございまして、来年1月24日の給食として提供する予定となっております。また、メニューですとか考案のレシピのについて給食の時間に紹介をする予定となっております。

以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第50号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年12月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校327人、中学校151人、合わせて478人の在籍でございます。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第50号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第50号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第50号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第50号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年12月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第51号令和4年度新十津川町一般会計補正予算(第10号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして、まず6ページ、7ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業の補正がございます。内容は7ページの説明欄となります。3番、総合健康福祉センター管理運営事務の補正額3,036,000円の増額でございます。補正内容につきましては、10節需用費の燃料費711,000円、光熱水費2,325,000円でございます。ゆめりあの施設管理に係る燃料、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。8ページ、9ページをお開き願います。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額2,930,000円の増額、補正後の計は88,427,000円でございます。

財源は、国庫支出金675,000円、一般財源2,255,000円でございます。内容は9ページの説明欄となります。3番、小学校校舎等維持管理事業1,491,000円は、小学校の施設

管理に係る燃料、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。8番、小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業1,439,000円は、コロナ対策として密を防ぐため、プレイルーム、体育館等を使用した授業に使用する短焦点プロジェクター1台、タブレット12台の購入費用でございます。次に、3項中学校費、1目学校管理費、補正額2,466,000円の増額、補正後の計は、104,752,000円でございます。財源は、国庫支出金450,000円、一般財源2,016,000円でございます。内容は9ページの説明欄となります。

1番、中学校校舎等維持管理事業1,235,000円、2番、中学校武道場維持管理事業345,000円は、燃料、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業886,000円は、コロナ対策として顔認証サーマルカメラ1台、タブレット6台の購入費用でございます。次に4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額213,000円の増額、補正後の計は275,546,000円でございます。

財源はすべて一般財源でございます。内容は9ページの説明欄となります。10番、農村環境改善センター管理事業213,000円は、燃料、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。次に3目開拓記念館費、補正額20,000円の増額、補正後の計は2,354,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は9ページの説明欄となります。1番、開拓記念館管理運営事業20,000円は、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。次、10ページ、11ページをお開き願います。4目図書館費、補正額379,000円の増額、補正後の計は44,840,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は11ページの説明欄となります。1番、図書館維持管理事業379,000円は、燃料、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。次に5項保健体育費、2目体育施設管理費、補正額3,184,000円の増額、補正後の計は71,367,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は11ページの説明欄となります。1番、そっち岳スキー場管理運営事業123,000円は、燃料、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業3,061,000円は、温水プールのろ過装置循環ポンプ等の修繕料の増額でございます。

次に3目学校給食運営費、補正額2,043,000円の増額、補正後の計は112,942,000円でございます。財源は、その他408,000円、一般財源1,635,000円でございます。内容は11ページの説明欄となります。1番、学校給食センター管理運営事業2,043,000円は、燃料、電気料高騰による不足分を増額するものでございます。なお、この補正予算につきましては、12月14日から16日までの町議会第4回定例会に提出をし、議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第51号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第51号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第51号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第51号令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第52号令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書13ページをお開き願います。1 申請世帯数及び児童生徒数、1世帯1人、小学生1人でございます。2 認定状況は別紙のとおりとしまして、報告第52号別紙をお手元にお配りしております。併せてご覧ください。認定世帯数及び児童生徒数は、準要保護世帯、1世帯1人、小学生1人、1年生でございます。こちら認定の基準につきましては、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規程によりまして、一定基準の所得額での算定ということになってございます。生活保護基準の受給額に対する所得の割合が1.3倍に満たない場合には認定、1.3倍以上の場合は不認定という基準を定めております。3 認定開始日は、令和4年12月1日でございます。なお、別紙につきましては、個人情報記載されておりますので、委員会終了後に回収をさせていただきます。以上報告第52号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

申請日と認定日が逆転になっているのを、説明してください。

◎鎌田事務局長

別紙の1番右側の表の欄ですが、申請日12月2日となっております。そちら基準審査を行い認定となった場合は、申請のあった月の初日から認定開始となっておりますので申し添えます。以上でございます。

◎久保田教育長

報告第52号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

報告第52号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第52号令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

はい。その他で1点、報告させていただきたいと思います。先月25日開催の第11回定例教育委員会にてお諮りし承認いただいております新十津川町農村環境改善センターの指定管理者の指定につきまして、議会に報告等をしておりますが、11月30日の町議会経済文教常任委員会にて報告をし、12月14日から16日までの町議会第4回定例会に議案

提出し、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会に指定することについて議決いただいておりますことをご報告いたします。以上でございます。

◎久保田教育長

はい。今ほど、農村環境改善センターの指定管理者についての説明がありましたが、質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

では、それにつきましても報告済みといたします。ほかに事務局からございますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和4年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員